

給水装置工事の指定給水装置工事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日: 令和8年6月17日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2214号	山方工業	千葉県船橋市松が丘1丁目49番4号	山方 善夫	山方工業	千葉県船橋市松が丘1丁目49番4号	令和8年 5月18日
第2215号	シガキワークサービス	千葉県鎌ヶ谷市東初富五丁目8番36-102号	志垣 雅則	シガキワークサービス	千葉県鎌ヶ谷市東初富五丁目8番36-102号	令和8年 5月18日